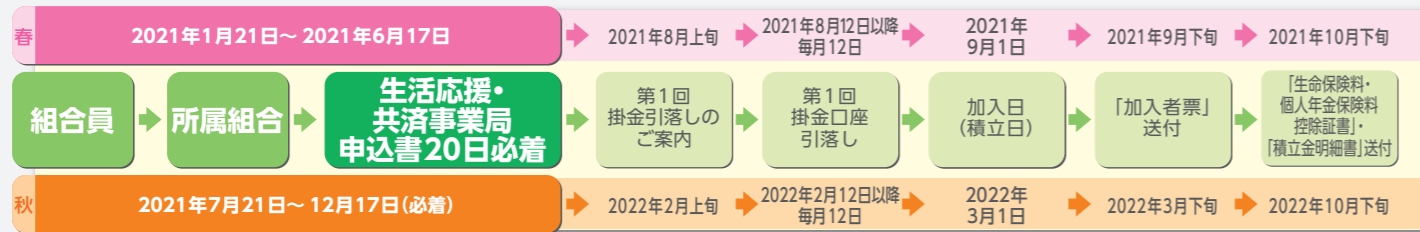


申込後のスケジュールおよび申込締切日

新規加入・増口 一時払受付期間(生活応援・共済事業局 必着)			積立日	引落日	
春	新規・増口	一般組合	2021年1月21日～2021年6月17日	2021年9月1日	2021年8月12日
		チェックオフ組合	2021年1月21日～2021年5月17日		
	一時払	全組合	2021年1月21日～2021年7月15日		
秋	新規・増口	一般組合	2021年7月21日～2021年12月17日	2022年3月1日	2022年2月12日
		チェックオフ組合	2021年7月21日～2021年11月17日		
	一時払	全組合	2021年7月11日～2022年1月14日		



個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人

情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)また予定利率等の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年

金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。詳細については、保護機構(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。(*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

*相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
*この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)(50.0%)
広域組織法人部 電話 03-3560-5905 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館

太陽生命保険株式会社(14%) 日本生命保険相互会社(13.0%)
第一生命保険株式会社(11.5%) 富国生命保険相互会社(10.0%) 住友生命保険相互会社(1.5%) ()のパーセントは引受割合です
なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

*引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(上記は2020年9月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

MY-A-●●-企-●●●●●● MYG-A-●●-LF-●●●



お問い合わせ先

UAゼンセン 福祉共済互助会

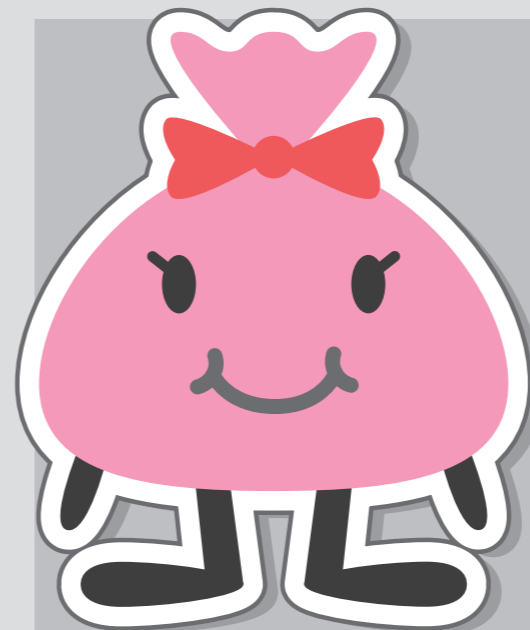
UA ゼンセン 共済事業局 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 5F
TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708 ☎0120-229-075
受付時間 平日 9:00～18:00 (水曜日 9:00～17:15)
URL:<http://uazensenkyosai.jp/> E-mail:kyosai@uazensen.jp

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2021年募集版

年金共済 積立共済

しっかり安心、ずーっと安心



しっかりした
老後の備えと

みらいさん

充実した
ライフステージの
実現のために

ひかりくん



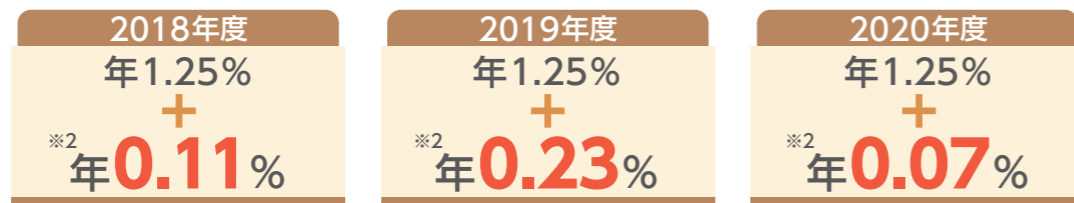
重要

【契約概要】・【注意喚起情報】を20ページと21ページに記載しておりますので、ご加入前に必ずご確認のうえお申込みください。

制度概要

年金共済・積立共済 制度の特長について

予定利率は年1.25%※1(引受会社全体の加重平均予定利率は年1.255%となります) 決算によって配当も生じる可能性があります。



過去の予定利率と配当率

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
予定利率	年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%	年1.25%
配当率※2	年0.18%	年0.23%	年0.39%	年0.18%	年0.11%

※1 予定利率については将来変更される場合があります。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
 ※2 決算業績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

税軽減効果がある⇒所得税・住民税の軽減

- 加入期間中** 年金共済は個人年金保険料控除(年齢55歳未満の加入の場合)、積立共済と年金共済55歳以上の加入者は一般の生命保険料控除の対象
- 積立期間中** 積立金に対して、課税負担はありません。
- 一時金受取時** 脱退一時金・一部払出積立金から払込保険料を差し引いた額が50万円まで非課税(他の一時所得がない場合)
 【計算方法】一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料累計額-特別控除50万円)×1/2(他に所得がない場合)※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- 年金受給時** 雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合)
 なお、税金は受け取った年金額全体にかかるのではなく年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。
 課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額×払込保険料合計額/基本年金受取総額またはその見込み額)※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
 ※税務の取扱いについては、税制改正により今後変更になることがあります。

安心して加入できる2つの保証(補償)制度

- 元本保証制度** 掛金にはUAゼンセン・生保事務費等がかかり短期間では元本割れになりますが、13ヵ月継続加入でUAゼンセンが元本保証いたします。(自動脱退者を除く)
- 生命保険契約者保護機構** 責任準備金等の90%を補償する制度

年金共済と積立共済の違いについて

	年金共済	積立共済
掛金の税法上の取扱い (保険料は掛金より制度運営費を控除した額)	<ul style="list-style-type: none"> 個人年金保険料控除の対象(55歳未満加入の場合) 満55歳以上加入者は一般生命保険料控除の対象 2018年3月までの加入者は従来の控除適用 	一般生命保険料控除の対象
積立金の受取り方	6種類の年金から1つを選択または一時金	<ul style="list-style-type: none"> 一時金受取り(年金受取りはできません) 一時金を活用して一時払退職後傷害保険に加入可能
掛金の払方	月払に加え半年払・一時払を選択可能	月払に加え一時払を選択可能
積立金の払い出し	(脱退して一時金を受け取ることはできません)	掛金の払込は継続し、積立金の一部を払い出すことができます。(月1回)(所定の事由に該当した場合)
掛金払込の中断	掛金払込の中断はできません(半年払のみ掛金の中断ができます)	3年を限度に掛金払込の中断をすることができます。(所定の事由に該当した場合)

個人年金保険料控除について

「年金共済」の掛金は一般の生命保険料控除とは別に個人年金保険料控除(旧制度)の対象となり、課税負担が軽減されます。(55歳未満加入の場合)確定拠出年金(個人型:iDeCo)とは別枠です。

(参考)所得税・住民税の概算軽減額

現在、生命保険料控除が適用されていない方に、新たに生命保険料控除が適用された場合の所得税・住民税の概算軽減額は以下のとおりです。(UAゼンセン年金共済・積立共済は、旧生命保険料控除制度が適用されます)

生命保険料10万円(または個人年金保険料10万円)支払い旧生命保険料控除を適用した場合の減税早見表 (平年度・男子給与所得者の場合)

家族構成	年間収入金額(給与収入) 万円	生命保険・個人年金に未加入の場合			生命保険・個人年金に加入の場合			差引税軽減額		
		課税所得 円	所得税① 円	住民税② 円	課税所得 円	所得税③ 円	住民税④ 円	所得税⑤ ①-③ 円	住民税⑥ ②-④ 円	減税額合計 ⑤+⑥ 円
独身者	300	1,090,000	55,600	119,000	1,040,000	53,000	115,500	2,600	3,500	6,100
	400	1,680,000	85,700	178,000	1,630,000	83,200	174,500	2,500	3,500	6,000
	500	2,330,000	138,300	243,000	2,280,000	133,200	239,500	5,100	3,500	8,600
夫婦者	500	1,950,000	99,500	210,000	1,900,000	96,900	206,500	2,600	3,500	6,100
	700	3,290,000	236,300	344,000	3,240,000	231,200	340,500	5,100	3,500	8,600
	1,000	5,810,000	749,900	596,000	5,760,000	739,700	592,500	10,200	3,500	13,700
夫婦と子1人	500	1,570,000	80,100	177,000	1,520,000	77,500	173,500	2,600	3,500	6,100
	700	2,910,000	197,500	311,000	2,860,000	192,400	307,500	5,100	3,500	8,600
	1,000	5,430,000	672,300	563,000	5,380,000	662,100	559,500	10,200	3,500	13,700
夫婦と子2人	500	940,000	47,900	132,000	890,000	45,400	128,500	2,500	3,500	6,000
	700	2,280,000	133,200	266,000	2,230,000	128,100	262,500	5,100	3,500	8,600
	1,000	4,800,000	543,600	518,000	4,750,000	533,400	514,500	10,200	3,500	13,700

(注)① 社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用。
 ② 住民税の均等割は人口50万人以上の市における標準税率(4,000円)。(平成26年度から令和5年度まで、道府県民税、市町村民税を各500円、計1,000円を加算)
 ③ 課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は1円未満切り捨て。
 ④ 課税所得欄の数字は所得税の課税所得。
 ⑤ 課税所得の計算—給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)、扶養控除(一般(16歳~18歳)は所得税38万円、住民税33万円、特定扶養親族(19歳~22歳)は所得税63万円、住民税45万円)、基礎控除(所得税48万円、住民税43万円)を差し引き算出。
 ⑥ 夫婦と子1人は、一般の控除対象扶養親族1人として計算、夫婦と子2人は、一般および特定扶養親族各1人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は、単身者または夫婦者を参考のこと。
 ⑦ 生命保険料控除の対象となる生命保険、個人年金、介護医療保険に加入の場合、生命保険料控除額は、平成23年12月31日までに締結した契約については、一般、個人年金それぞれ最高で所得税5万円、住民税3万5,000円、平成24年1月1日以後に締結した契約については、一般、個人年金、介護医療それぞれ最高で所得税4万円、住民税2万8,000円となる。ただし、新旧生命保険料控除の合計適用限度額は所得税12万円、住民税7万円となる。
 ⑧ 新生命保険料控除制度は、平成24年分の所得税、平成25年度分の住民税から適用。
 ⑨ 復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が平成25年分から令和19年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1円未満切り捨て。

ご加入に際して

年金共済

加入日に満15歳以上満63歳未満の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年未満の方となります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

●加入口数(掛金は加入者本人負担)

月 払……1口1,000円 3口以上最高200口

●月払加入者は、次の場合に半年払・一時払による積立を行なうことができます。

■半年払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高100口(年金共済のみ)

■一時払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高2,000口

<制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料>

●掛金には制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。記載の生保手数料、遺族特約保険料は2020年9月1日現在のもので、これらの数値については今後変更になることがあります。

①制度運営事務費

月 払…1口あたり0.7%(7円) 一時払…1口あたり0.2%(20円)

半年払…1口あたり0.2%(20円)(年金共済のみ)

②生保手数料

掛金について…(掛金-制度運営事務費)×約1.3%

積立金について…平均残高の積立金の約0.11%

③遺族特約保険料

月 払…(掛金-制度運営事務費)×約0.07%(半年払、一時払はありません) ※積立共済・月払…(掛金-制度運営事務費)×約0.06%

●加入者の預金口座からの自動引落しを原則とします。

払 方	加入日	初回引落日	継続保険料※
月 払	9月1日	8月12日	毎月12日
	3月1日	2月12日	

※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

●月払掛金の口座引落しが残高不足により不能となった場合は、翌月に再度引落とし(2ヵ月分)しますが、再度引落としができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の引落とし(3ヵ月分)を行ないます。

●3ヵ月連続して引落としができなかったときは、自動脱退となりますので組合で脱退請求手続きをしてください。

●一時払の引落しは1回のみで再度引落しはせず、申込みはなかったものとして取扱います。

●口数の変更・中断・減口の取扱い

加入者は次の事由がある場合、申請書を提出し、掛金の払込中断(払込停止・全口中止)、加入口数を減らすこと(一部中止)、積立金の払い出し(減口)をすることができます。※掛金の払込中断(全口中止)、積立金の払い出し(減口)については積立共済のみの取扱いとなります。

・事由

- ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む)
⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合(掛金の払込中断のみ)

・注意

①年金共済は、積立金の払い出し(減口)と月払掛金の払い込み中断(全口中止)ともに取扱いできません。なお、半年払掛金のみの払込中断(払込停止)は可能です。半年払の積立再開は春または秋の募集時にお申込みください。
※半年払掛金の払込中断(払込停止)の場合、積立金は中断時には払い出しせず積み立てておきます。

②積立共済は、掛金の払い込みを継続しながら積立金を払い出すこと(減口)ができます。お支払いは請求書が生活応援・共済事務局に届いてから約10日で指定口座に払い込まれます。ただし、払い出し金額は1万円単位です。一口1,000円以上の残高は必要です。

また、掛金払込中断(全口中止)期間は3年ですが、再開時期との関係で実質2年半です。再開時期は年2回、春募集(開始は同年9月1日付)と秋募集(開始は翌年の3月1日付)時です。募集期間中に加入申し込みで再開の手続きをしてください。なお、この期間に再開の手続きを行なわない場合、自動脱退扱いとなります。

積立共済

加入日に満15歳以上満63歳未満の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。保険料は、一般の生命保険料控除適用になります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

年金共済

いつでも脱退できます。 ※共済事務局に請求書が毎月20日必着で翌月1日支払い(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)

福祉共済会に加入することで、退職後も年金共済・積立共済を継続することができます。福祉共済会に加入し、各共済を継続する場合、所属組合から「加入者内容変更通知書」を提出し、異動の手続きをしてください。

満65歳。ただし、満65歳到達時に、希望により**満75歳積立完了に延長**することができます。(継続加入・据置申請書の提出による)

〈脱退一時金〉

●一時金を希望のときは、積立金全額を加入者にお支払いします。

〈遺族一時金〉

積立期間中に死亡のときは、脱退一時金に月払掛金相当額(月払の1ヵ月分相当額)を加算して遺族にお支払いします。

※遺族とはUAゼンセン年金共済規定・積立共済規定に定める遺族補償の順位によります。

〈年金〉

年金受取人は掛金負担者です。

積立完了年齢=65歳に達したとき、6種類の年金コースから1つを選択できます。(65歳以後継続加入している方が脱退した場合も同様)

確定年金コース

- ①5年2倍型10年確定年金 ②10年確定年金
③15年確定年金 ④20年確定年金

終身年金コース

- ⑤15年保証期間付終身年金
⑥10年保証夫婦連生終身年金(配偶者6割)

税制区分	個人年金保険料控除適用	一般生命保険料控除適用
加入年齢	満55歳未満で加入 2018年3月までの加入者は従来の控除適用	満55歳以上で加入
年金受取開始年齢	※60歳以上で掛金払込期間10年以上の方	55歳以上で掛金払込期間2年以上の方

※満55歳以上60歳未満でも掛金払込期間が10年以上の場合、年金を受給することが可能ですが、保証期間付終身年金の選択しかできません。(確定年金を希望する場合は、60歳に達するまで繰延制度を利用してください。)

●年金は年4回払とし、3月、6月、9月、12月に3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。

●年金受給者(遺族を含む)が年金の一時払を請求のときは、将来の年金支払いに代えて残余保証期間の未払年金現価を、一時金でお支払いします。

●保証期間付終身年金開始後に一時金を請求の場合、保証期間の残りに対応する未払年金現価をお支払いします。15年保証期間付終身年金は保証期間経過後に加入者が生存の場合、10年保証夫婦連生終身年金は保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合、年金の支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

●年金の繰延とは、年金の据置のことをいいます。

●**満75歳まで最長10年間年金受給を繰延**することができます。繰延期間中は掛金の払込みはできません。なお、繰延期間途中での年金給付は可能です。

●2019年8月までに繰延を開始した方は、繰延期間は最長70歳までとなります。

配当金

●毎年の決算により、配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のため保険料の払い込みに充当します。
●年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。(年金共済のみ)

加入者票等

●加入者には、「加入者票」が発行されます。(組合経由で発行されます)
●加入者には年1回「積立金明細書」が発行されます。(個人あてに発行されます)
●年金受給権を取得した加入者には、基本年金額等を記載した「年金証書」が発行されます。(年金共済のみ)

制度の運営

この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

制度発祥日

1986年9月1日(年金共済)、1988年9月1日(積立共済)
※同制度は、UAゼンセン年金共済規定、積立共済規定同取扱細則により運営されています。

積立共済一時金の活用

●一時払退職後傷害保険に加入することが可能です。

●一時払終身保険に適用される標準利率が2020年1月より現行の0.25%から0%に引き下げとなり、「一時払退職後終身保険」の商品性を確保することが困難となったことから、2020年3月2日契約日分より販売を休止することとなりました。

積立共済の転換

加入資格

掛金

加入・口数の変更

脱退

退職後の継続

積立完了年齢

給付

年金の繰延

配当金

加入者票等

制度の運営

制度発祥日

年金共済 みらいやん

積立共済 ひかりくん



年金共済 < 拠出型企業年金保険【生命保険】 >

意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入
【ご加入前のご確認】 にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

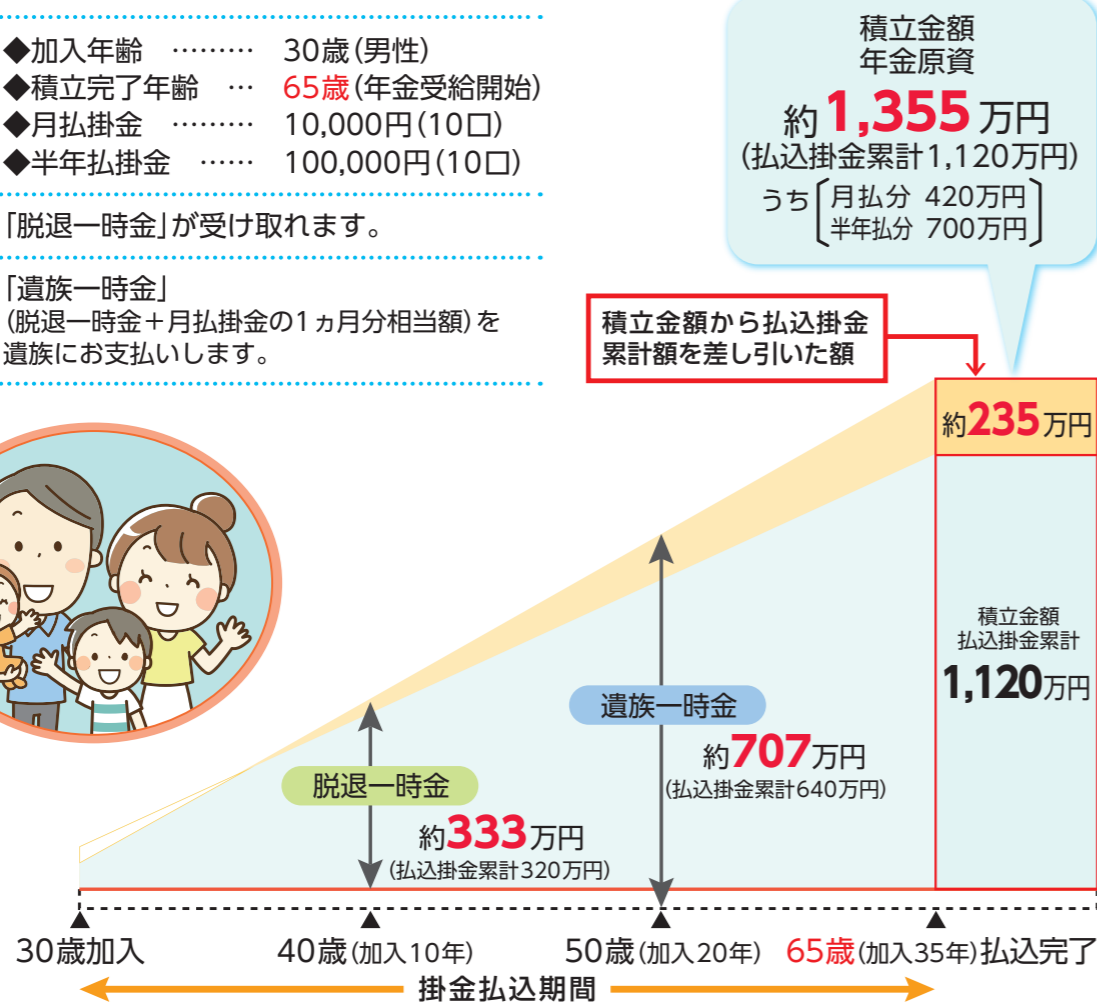
より豊かなシルバーライフのために、いまから
コツコツと資金を積み立てていく制度です。

ご加入例

- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
- ◆積立完了年齢 … 65歳(年金受給開始)
- ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)
- ◆半年払掛金 …… 100,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」
 (脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を
 遺族にお支払いします。



積立完了の4ヵ月前にご案内しますので、
 それぞれのコースをご選択してください。



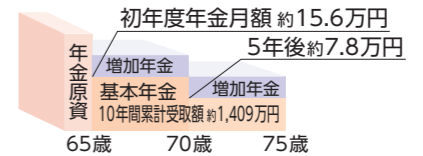
【基本年金】
 加入期間中の掛
 金累計額に相当
 します。

【増加年金】
 年金支払開始後
 の年金原資運用
 による増額部分
 になります。

6つの年金コース

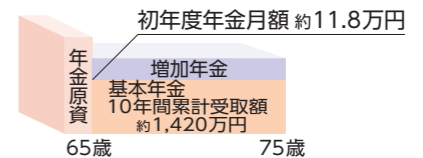
5年2倍型10年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者又は遺族に最初の5年間は後半の5年間の2倍の年金が支払われます。



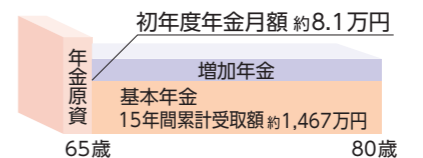
10年確定年金

10年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



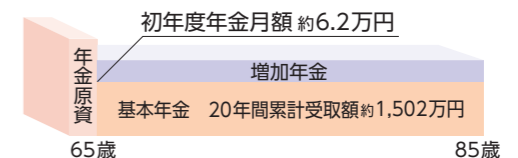
15年確定年金

15年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



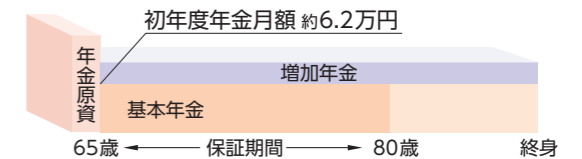
20年確定年金

20年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。



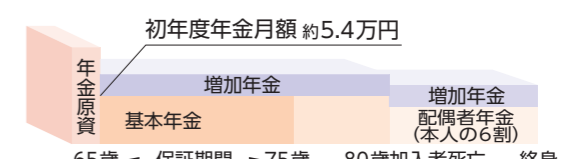
15年保証期間付終身年金

15年の保証期間中は、加入者の生死にかかわらず加入者又は遺族に年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者が生存している限り年金が支払われます。



10年保証夫婦連生終身年金

10年の保証期間中は、加入者又は配偶者の生死にかかわらず年金が支払われます。保証期間経過後は、加入者又は配偶者が生存している限り終身にわたり年金が支払われます。なお、加入者死亡後の配偶者の年金支給額は保証期間内は加入者と同額、保証期間経過後は加入者の6割となります。

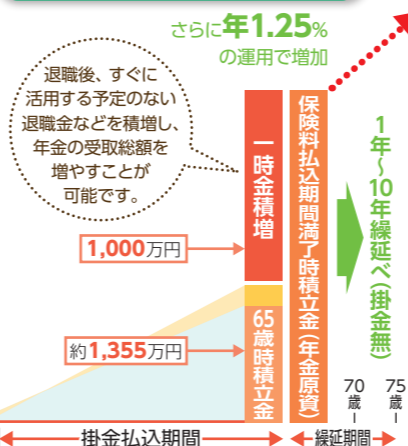


年金月額1万円もらうときに必要な積立金額(65歳開始時)

年金種類	5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	10年保証夫婦 連生終身年金(※)
男性	約 87 万円	約 114 万円	約 166 万円	約 215 万円	約 215 万円	約 247 万円
女性				約 215 万円	約 242 万円	約 245 万円

【記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。】
 ※計算時の配偶者年齢は、加入者が男性の場合3歳下、女性の場合3歳上としております。

退職一時金の一時払活用例



受取り方法(例)

15年確定年金コース(一時金で1,000万円積増した場合)

退職一時金の一時払を活用した場合(65歳時積立金約1,355万円)

15年確定年金	積立金約1,355万円	積立金+一時金積増1,000万円=約2,355万円
5年繰延	70歳受取 年金月額 約85,600円 受取総額 約15,400,000円	70歳受取 年金月額 約148,600円 受取総額 約26,740,000円
10年繰延	75歳受取 年金月額 約90,600円 受取総額 約16,300,000円	75歳受取 年金月額 約157,200円 受取総額 約28,290,000円

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払いできない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

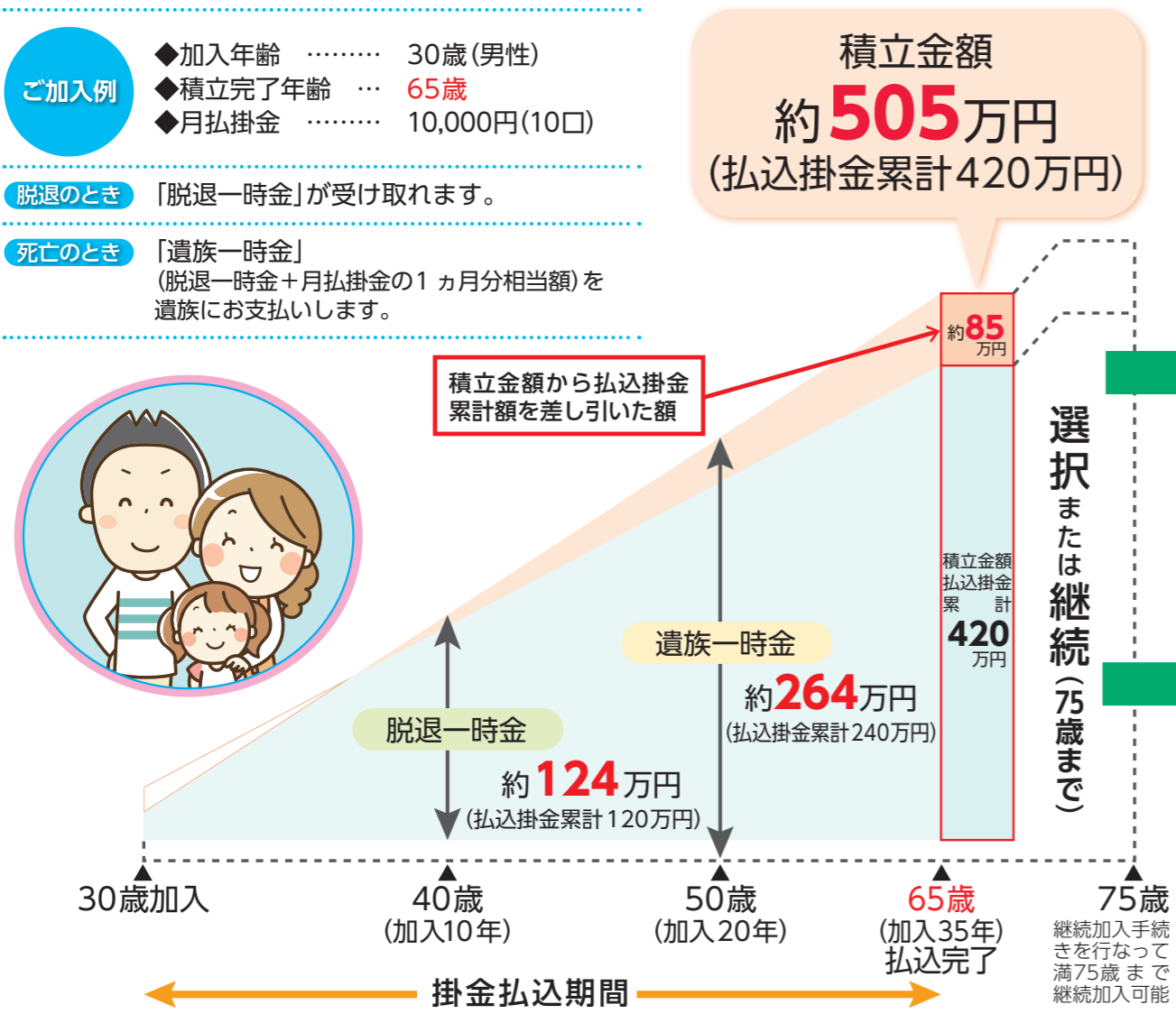


積立共済 < 拠出型企業年金保険【生命保険】 >

意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入
【ご加入前のご確認】 にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

ライフサイクルに合わせた目的別の資金づくりに役立ち、脱退のときは、「脱退一時金」が受け取れます。

- ご加入例**
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
 - ◆積立完了年齢 …… 65歳
 - ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)
- 脱退のとき** 「脱退一時金」が受け取れます。
- 死亡のとき** 「遺族一時金」(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を遺族にお支払いします。



一時金

積立完了時は一時金として受け取り。
約**505万円**

さらに一時金の一部を活用して

大好評

一時払退職後傷害保険 (退職時加入年齢から10年間補償)

一時払退職後傷害保険は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損壊を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の対象となる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

< 補償内容と掛金例 * > *この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

職種級別：A級(無職・教員・事務・販売など)の場合 (A級：危険の少ない職業)

申込型	10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円
死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円
入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円
手術保険金	2.4万円	3.5・7万円	4.25・8.5万円	5・10万円
賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円

※2020年10月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。
 ※補償内容は、ご加入時の保険料率により決定しますので、今後の保険料率の改定により補償内容も改定されることがあります。
 ※詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。

退職一時金の一時払活用例

退職後、すぐに活用する予定のない退職金などを積増し、受取総額を増やすことが可能です。

退職金等の積立方法
継続加入手続きをし、一時払積立をすることができます。

一時金積増

1,000万円

約506万円

65歳時積立金

70歳

75歳

掛金払込期間

予定利率 **年1.25%**で継続加入**75歳まで**可能

70歳時点での積立金額 約**1,571万円**

75歳時点での積立金額 約**1,664万円**

積立共済 ひかりくん

積立共済 ひかりくん



給付額試算表

脱退一時金

月払に10口(10,000円)加入の場合

(単位:円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金)
1年	120,000	約 118,200
2	240,000	237,900
3	360,000	358,800
4	480,000	481,200
5	600,000	605,000
6	720,000	730,200
7	840,000	856,800
8	960,000	984,800
9	1,080,000	1,114,300
10	1,200,000	1,245,400
11	1,320,000	1,377,900
12	1,440,000	1,511,900
13	1,560,000	1,647,500
14	1,680,000	1,784,600
15	1,800,000	1,923,300
16	1,920,000	2,063,500
17	2,040,000	2,205,400
18	2,160,000	2,348,900
19	2,280,000	2,494,100
20	2,400,000	2,640,900
21	2,520,000	2,789,500
22	2,640,000	2,939,700
23	2,760,000	3,091,600
24	2,880,000	3,245,300
25	3,000,000	3,400,800
26	3,120,000	3,558,000
27	3,240,000	3,717,100
28	3,360,000	3,877,900
29	3,480,000	4,040,700
30	3,600,000	4,205,300
31	3,720,000	4,371,700
32	3,840,000	4,540,100
33	3,960,000	4,710,500
34	4,080,000	4,882,800
35	4,200,000	5,057,000
36	4,320,000	5,233,300
37	4,440,000	5,411,600
38	4,560,000	5,591,900
39	4,680,000	5,774,400
40	4,800,000	5,958,900
41	4,920,000	6,145,500
42	5,040,000	6,334,300
43	5,160,000	6,525,300
44	5,280,000	6,718,400
45	5,400,000	6,913,800

一時払に10口(10万円)加入の場合

(単位:円)

加入年数	積立金額(脱退一時金)
1年	約 99,600
2	100,700
3	101,900
4	103,000
5	104,200
6	105,400
7	106,600
8	107,800
9	109,000
10	110,300
11	111,500
12	112,800
13	114,100
14	115,400
15	116,700
16	118,100
17	119,400
18	120,800
19	122,200
20	123,600
21	125,000
22	126,400
23	127,900
24	129,300
25	130,800
26	132,300
27	133,800
28	135,400
29	136,900
30	138,500
31	140,100
32	141,700
33	143,300
34	145,000
35	146,600
36	148,300
37	150,000
38	151,700
39	153,500
40	155,200
41	157,000
42	158,800
43	160,600
44	162,500
45	164,300

※脱退一時金は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料495,600万円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2020

年9月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

Q1 年金共済と積立共済の違いについて教えてください。

A1

年金共済と違う点は次のとおりです。

- 1 加入方法は「月払」と「一時払」のみです。半年払はありません。
- 2 所定の事由に該当すれば積立金の一部払い出し(減口)が1万円単位でできます。(A2ご参照)

Q2 積立金の一部払い出しについて詳しく教えてください。(減口請求)

A2

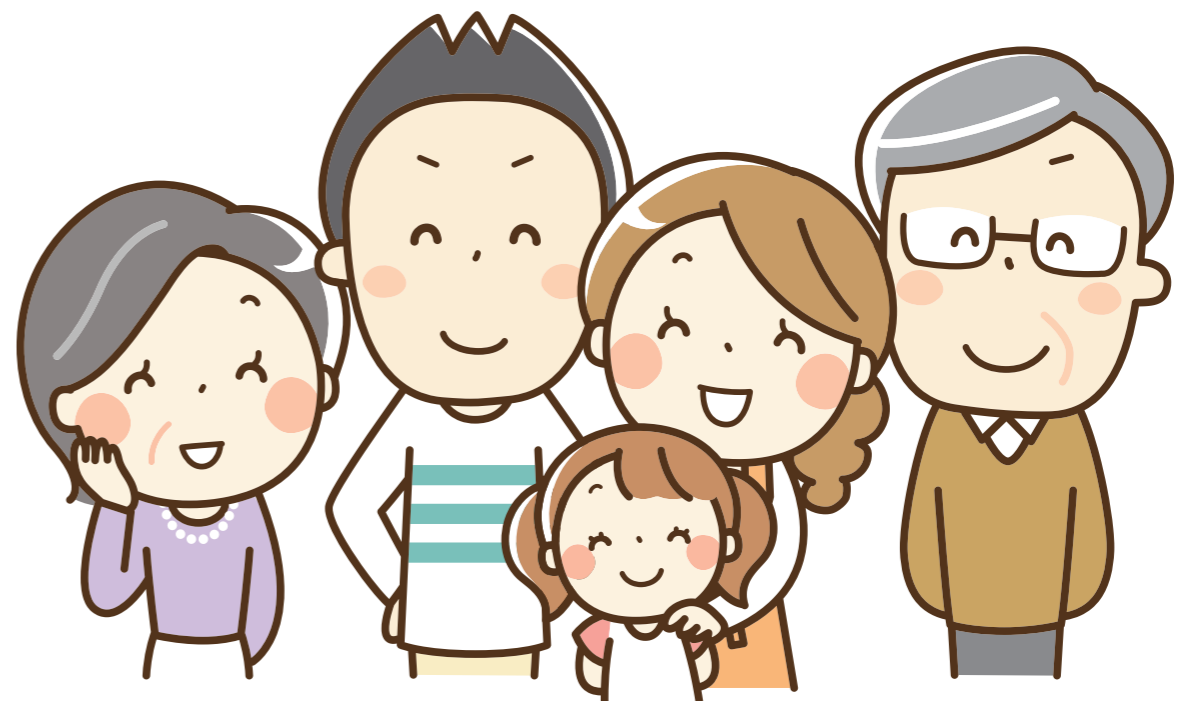
積立共済は積立期間中、所定の事由に該当する場合、積立金の一部払い出し(減口)をすることができます。(3ページ「加入・口数の変更・減口の取扱い」ご参照)

請求書に希望金額(1万円単位)を記入し、組合経由で生活応援・共済事業局へご送付ください(FAX送付は受付できません)。書類が到着後約10日で指定口座へ送金されます。この手続きは脱退ではありませんので、掛金引き去りはそのまま続きます。また、この手続きは月1回のみですのでご注意ください。

なお、毎年一時所得の50万円非課税枠が適用されます。(引出回数は毎月1回まで。年間複数回払出しの場合も年間の支払額から保険料を引いた額が50万円以下であれば課税負担はありません。また超えた場合、超えた金額の1/2が課税負担となります。)

※1ページ特長2③「一時金受取時」ご参照

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。



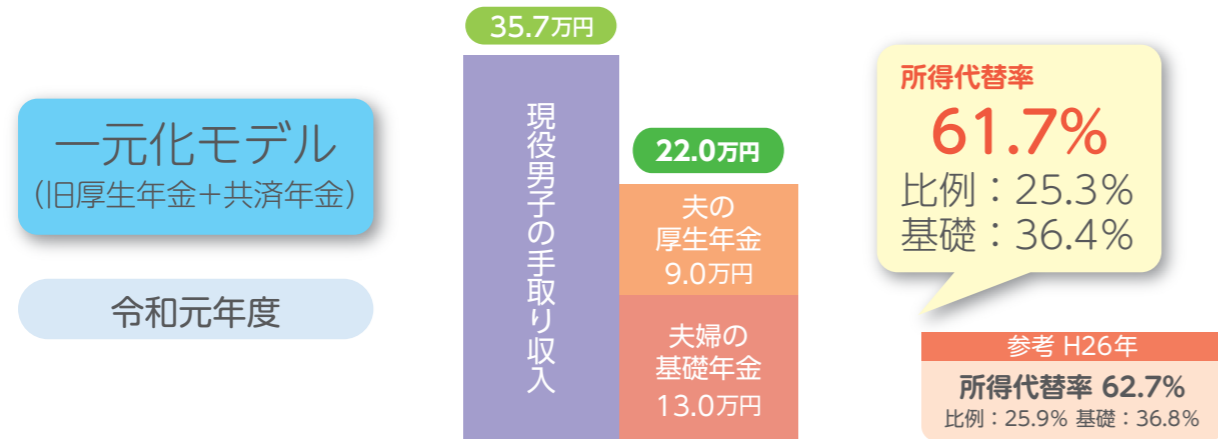
年金をとりまく環境は ご存知ですか？

年金制度の未来予想いったいどうなるの？

公的年金は少子高齢化が進展する中で、安定的な制度が維持できるよう、また世代間の公平性が確保されるように、見直しが進められています。

1. 公的年金の給付水準は？

公的年金の給付水準は一定額ではなく「所得代替率」というものさしを使用します。「所得代替率」とは、給付開始時における年金額の現役世代の所得に対する割合のことを指します。

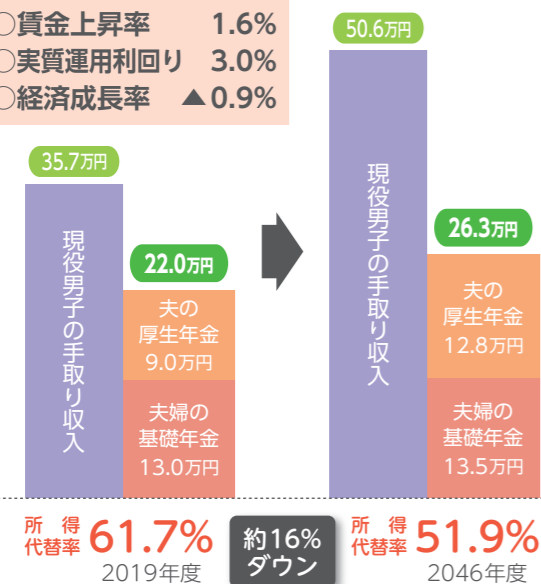


厚生労働省 2019(令和元)年財政検証結果のポイント・国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し・平成26年財政検証結果・より抜粋

2. 所得代替率について

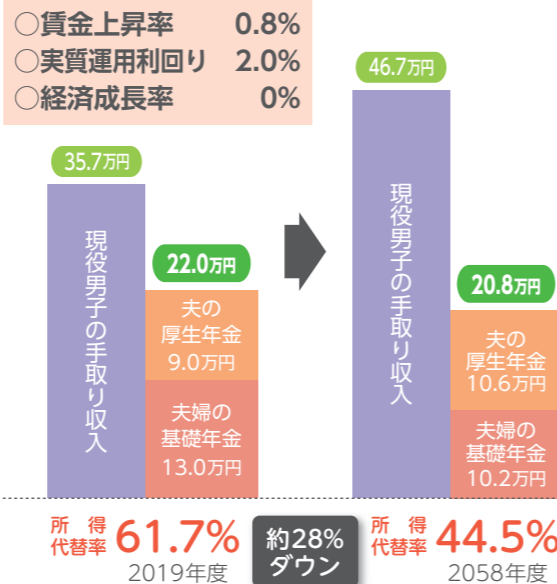
① 以下の前提条件の場合

- 物価上昇率 2.0%
- 賃金上昇率 1.6%
- 実質運用利回り 3.0%
- 経済成長率 ▲0.9%



② 以下の前提条件の場合

- 物価上昇率 0.8%
- 賃金上昇率 0.8%
- 実質運用利回り 2.0%
- 経済成長率 0%



厚生労働省 2019(令和元)年財政検証結果のポイントより抜粋

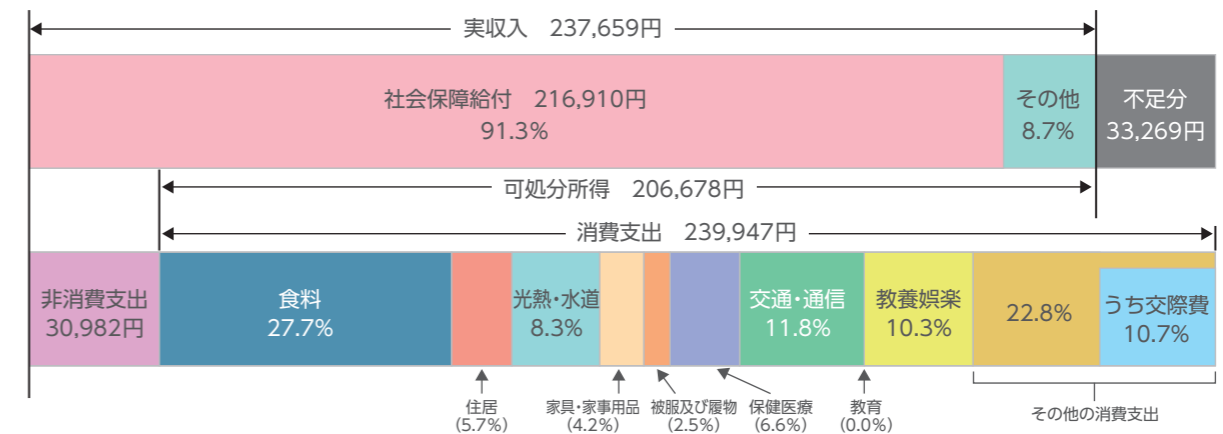
3. 海外の公的年金の支給開始年齢引き上げについて

アメリカ	2027年までに67歳に引き上げ予定
英国	2046年までに68歳に引き上げ予定
ドイツ	2029年までに67歳に引き上げ予定
日本	?

厚生労働省 2018年7月 諸外国の年金制度の動向についてより

4. 老後の家計収支

高齢夫婦無職世帯の家計収支 — 2019年 —



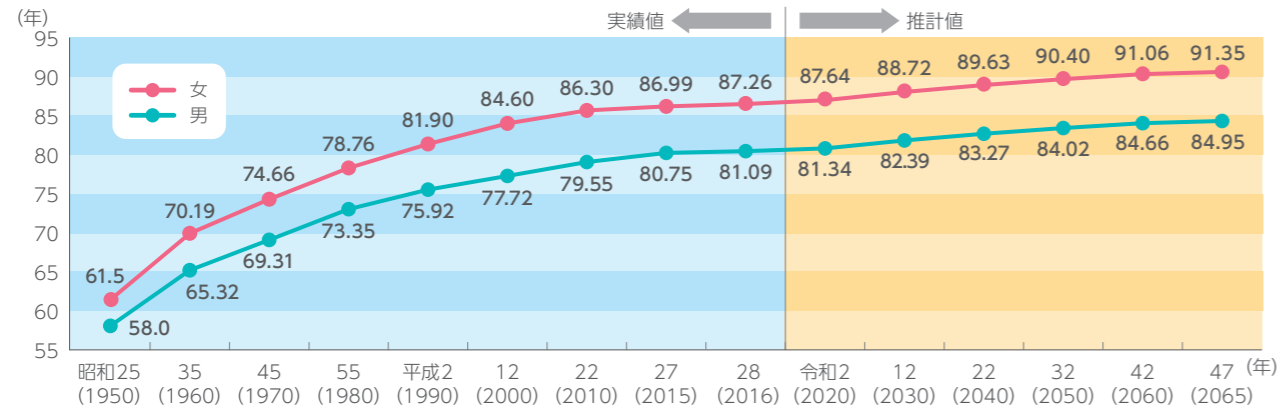
- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
- 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
- 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
- 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
- 5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

<総務省統計局2019年家計調査報告より>

所得代替率が下がること、公的年金の支給開始年齢引き上げに備えて
年金共済で、公的年金を補完しましょう。

ますます伸びる平均寿命

平均寿命の推移と将来設計



資料：内閣府「高齢社会白書」（令和2年度版）より抜粋
 1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

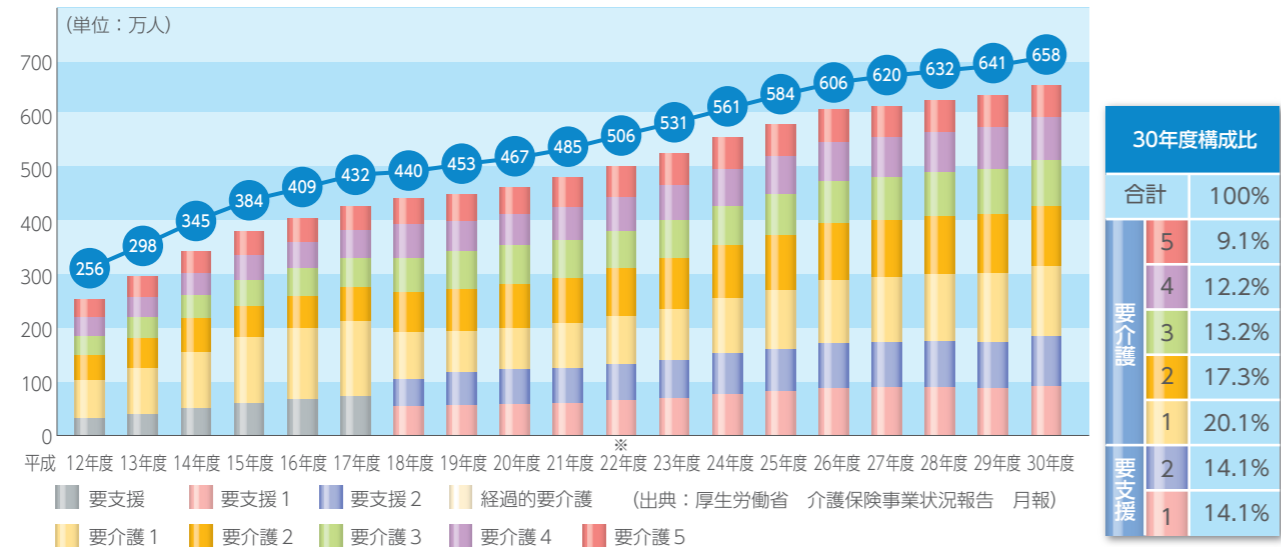
（注）1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。



将来（令和47年）の平均寿命は男性84.95年、女性91.35年と予測が出ています

介護をとりまく環境

要介護度別認定者数の推移



※東日本大震災の影響により、22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。



介護認定者数は増加傾向にあります

（出典：厚生労働省 平成30年度 介護保険事業状況報告 年報）

介護保険料の推移

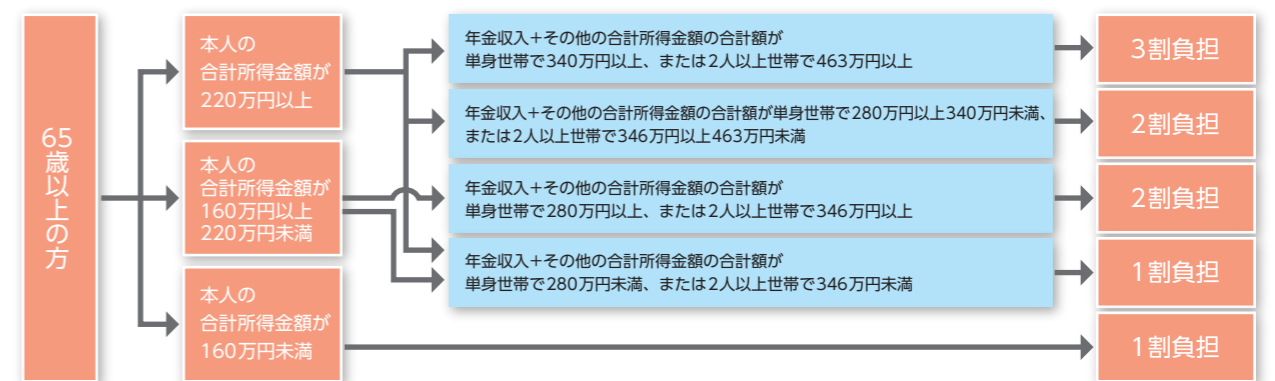
65歳以上が支払う保険料（全国平均（月額・加重平均））



厚生労働省 介護給付と保険料の推移より、第7期計画期間における介護保険の第一号保険料及びサービス見込み量等についてより ※2012年度の賃金水準にした換算値

介護保険の負担割合

あなたの合計所得金額に応じて以下の負担割合になります



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

厚生労働省 介護保険負担割合リーフレットより

区分	要介護度	状態	介護保険の限度利用額（月額）	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
介護予防給付	要支援1	日常生活の一部に支援が必要	50,030円	5,003円	10,006円	15,009円
	要支援2	食事や排せつなどで時々介助が必要	104,730円	10,473円	20,946円	31,419円
介護給付	要介護1		166,920円	16,692円	33,384円	50,076円
	要介護2	食事、排せつに何等かの介助、歩行に何らかの支えが必要	196,160円	19,616円	39,232円	58,848円
	要介護3	食事、排せつに一部介助が必要	269,310円	26,931円	53,862円	80,793円
	要介護4	食事に一部介助、排せつ・入浴に全面的介助が必要	308,060円	30,806円	61,612円	92,418円
	要介護5	日常生活を送る能力が著しく低下私生活全般に介助が必要	360,650円	36,065円	72,130円	108,195円

生命保険文化センター「公的介護保険で受けられるサービスの内容は？」



自己負担が高額になった場合の軽減措置「高額介護サービス費」
 一般 1ヵ月の自己負担の限度額 世帯44,400円です。
 ※例 要介護4で自己負担3割の場合 92,418円 - 44,400円 = 48,018円（返戻金）

※申請すれば後から1ヵ月の限度額を超えた分が市区町村から給付されるが負担は前払い

年金共済

みらいみ

会社員などの老齢年金 公的年金の支給例

ゼンセン夫婦が受け取る年金額

ヒカルさん **夫**

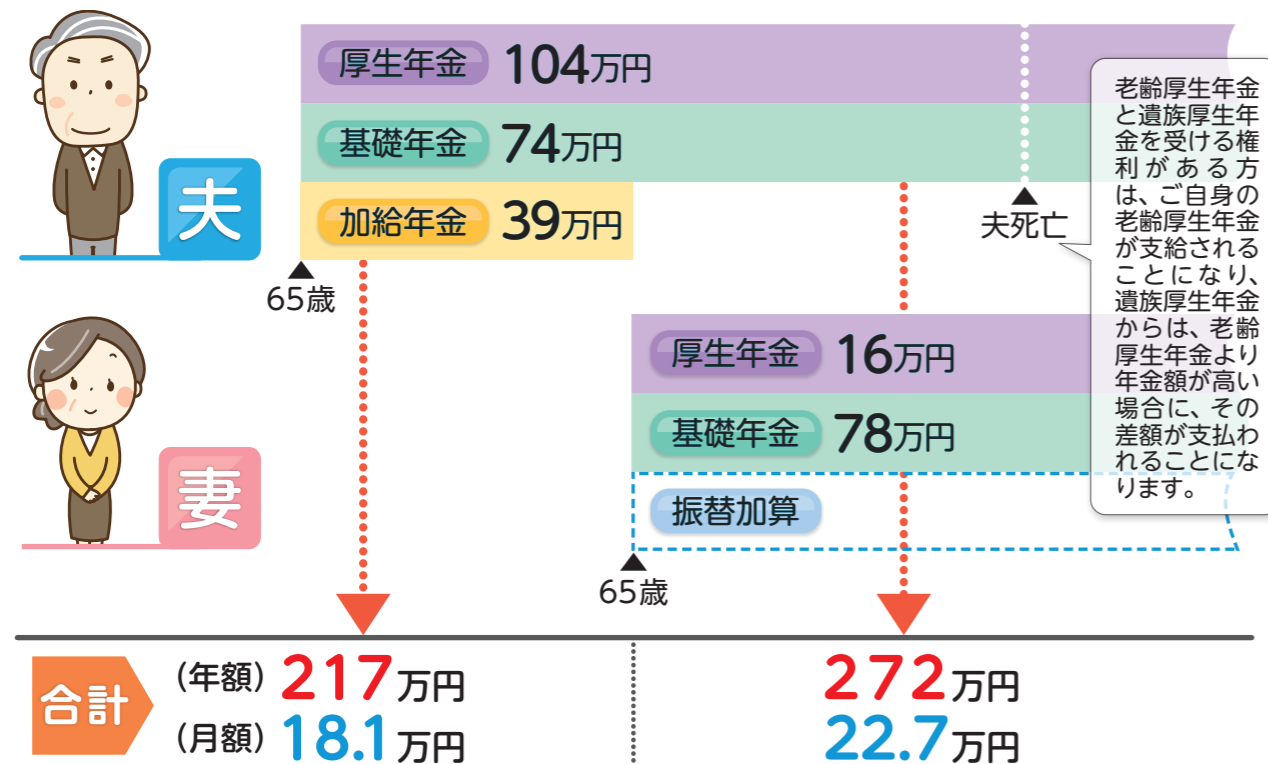
- 昭和37年4月出生
- 厚生年金・国民年金に38年加入(予定)
(平均年収500万円)



妻 カオルさん

- 昭和41年5月出生
- 厚生年金に10年加入(平均年収300万円)
- 国民年金に40年加入(予定)
うち第3号被保険者の期間が30年

会社員などの年金は、家族の状況により受給内容や金額が変動する



老齢厚生年金と遺族厚生年金を受け取る権利がある方は、ご自身の老齢厚生年金が支給されることになり、遺族厚生年金からは、老齢厚生年金より年金額が高い場合に、その差額が支払われることになります。

夫が65歳になる

- 夫は65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受け取る
- 厚生年金の加入期間が20年以上あるため、妻が65歳になるまで夫の老齢厚生年金に加給年金が加算される

妻が65歳になる

- 妻は65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受け取る
- 夫の加給年金にかわって、妻の老齢基礎年金に振替加算がつく場合がある

※カオルさんの場合は、生年月日が昭和41年4月1日以前生まれではないため、振替加算はつかない

出典「ねんきんガイド」公益財団法人生命保険文化センター / 2018年6月改訂版
老齢厚生年金老齢基礎年金を受けられる方へ / (平成28年10月日本年金機構)

積立共済

ひかりくん

安心してライフイベントを迎えるために

人の一生の中でも「結婚」「教育」「住宅取得」は、相応の出費を伴う代表的なライフイベント(生活課題)といえるでしょう。それぞれ、どんな費用に対して平均でどれくらいかかるのか見てみましょう。

① 結婚

- 挙式、披露宴・披露パーティ総額

全国平均 約354.9万円

【出典】株式会社リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2019」をもとに作成

② 住宅取得

- 住宅の購入価格(「フラット35」利用者)

(単位：万円)

	全国
土地付注文住宅	4,257
建売住宅	3,494
マンション	4,521

土地付注文住宅、建売住宅、マンションともに、金額からみても住宅が一生のうちで大きな買い物の1つであることは間違いありません。

<住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」(2019年度)>

③ 教育

大学卒業までにかかる教育費 すべて私立の場合2,546万円

- 幼稚園から大学までの平均的な教育費

(万円)

	公立	私立
幼稚園	65	158
小学校	193	959
中学校	146	422
高等学校	137	290
大学	499	(私立文系) 717
合計	1,040	2,546

幼稚園から大学(4年制)卒業まで、教育費はどのくらいかかるのでしょうか。幼稚園(3歳)から大学までの19年間に、**すべて私立に通った場合は約2,546万円となり、すべて公立に通った場合(約1,040万円)の約2.4倍**となっています。

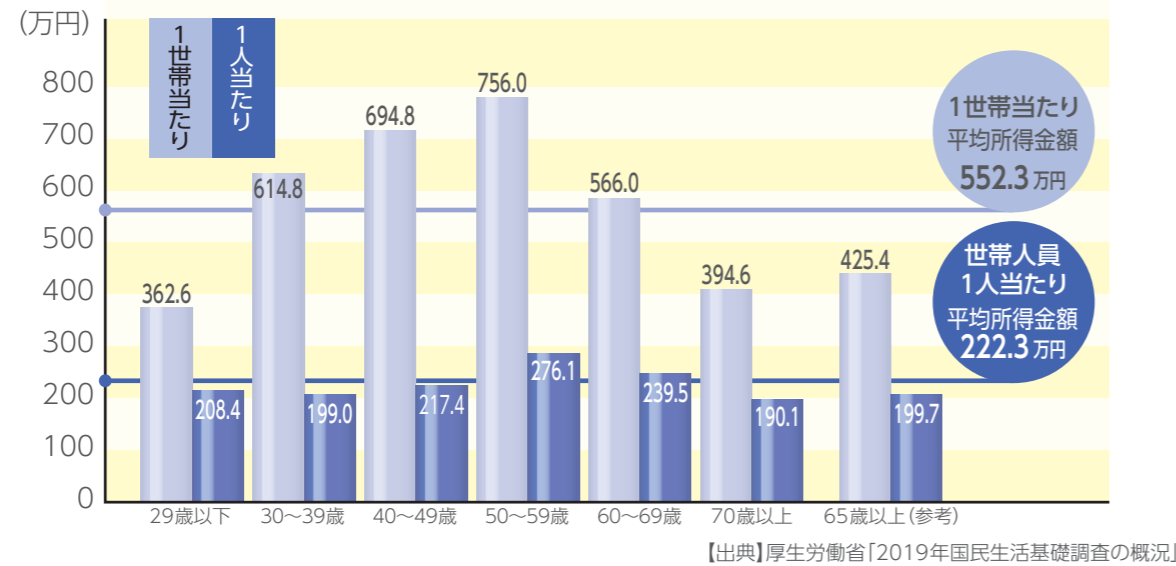
【出典】文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和元年度)」

全世帯の平均所得金額は552.3万円。貯蓄額から借入金を差し引いた金額は、20歳代、30歳代、40歳代ではマイナスとなっています。

④ 世帯の所得額は平均552.3万円

2019年の1世帯当たり平均所得金額は552.3万円となっています。

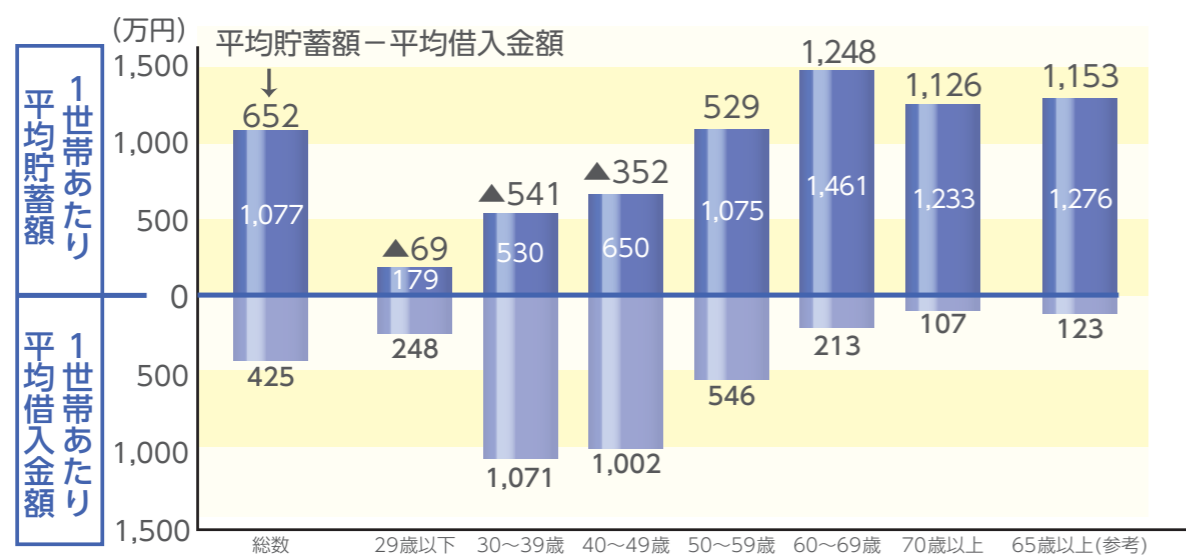
- 世帯主の年齢階級別にみた
1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額(2019年調査)



⑤ 世帯の貯蓄額は平均1,077万円 20・30・40代はローンを差し引くとマイナス

2019年の1世帯当たりの平均貯蓄額は1,077万円です。

- 世帯主の年齢別にみた
1世帯当たり平均貯蓄額と平均借入金額(2019年調査)



注: 1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

【出典】厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

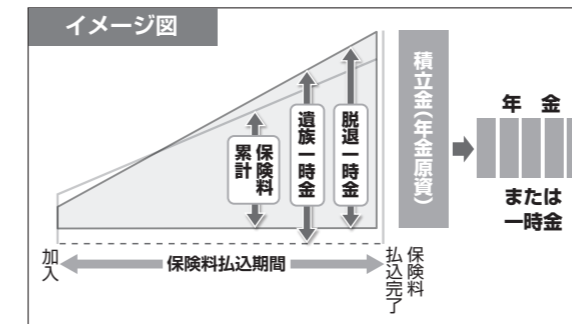
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

※2021年用の申込書でお申し込みください。(2020年以前の申込書は使用できませんのでご注意ください。)

1枚目：①明治安田生命用 2枚目：②金融機関提出用 3枚目：③組合・本人控

申込書は3枚複写となっておりますので強めにご記入ください。

組合・本人控の③枚目をとり①～②枚目を所属組合へご提出いただき、所属組合からUAゼンセン・共済事業局へ①～②枚目をご提出ください。
※申込書上部の「申込印兼同意印」欄につきましては①～③の全てのページに必ず押印いただき、申込書下部の「金融機関お届け印」欄と「捺印」欄につきましては①～②の2枚とも必ず押印ください。押印がない場合は引落しができなくなりますのでご注意ください。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-3560-5905

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

新規加入の手続き(記入例)

金融機関届出印がサインの場合でも必ず認印を押印してください

チェックオフ組合(組合が掛金を給与から控除)はコード番号を右詰で記入してください。

年金共済・積立共済・医療・傷害・賠償・生命・長期休業共済に既に加入している方は必ず共済加入番号を記入してください。その場合、口座振替依頼書の記入は不要です。

定期的に半年毎に積み立てる場合は、必ず半年払でお申し込みください。

新規申込または変更後掛金額のいずれかに〇をつけてください。

口座番号は預金通帳またはキャッシュカードを見て正しく記入してください。

掛金引落口座は、加入者本人名義の口座を記入してください。(掛金は加入者負担原則)

①～②枚目の両ページに必ず金融機関お届け印を押印してください。(金融機関お届け印と捺印洩れがないようご注意ください)金融機関お届け印の代わりにサインで登録されている方は、サインを記入してください。

全員記入欄の氏名(フリガナを含む)・性別・生年月日を記入してください。※申込印を必ず押印ください。

月払に加入された方は、一時払を同時に加入することができます。(加入年月は月払と同じ)月払の掛金と同時に引落しされます。

チェックオフ対象者か口座引落対象者のどちらかに必ず〇印を記入してください。また、組合と支部名を記入して、組合と支部コードを忘れずに記入してください。

チェックオフ対象者は掛金引落口座欄の記入は不要です。また、口座引落対象者でも年金共済・積立共済・医療・傷害・賠償・生命・長期休業共済のいずれかにご加入の場合は記入は不要です。